奈良市議会基本条例(案)[作業部会案] に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート <今後の特別委員会での協議予定:7月4日(水)・第1章、第2章~12章>

第6章 議会の機能強化

<H24.7.4 現在>

<u> </u>	- v Mandalo		
条項	奈良市議会基本条例(案)[作業部会案]		会派名または無所属議員名:
6-1 議員研修	A案 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期 開始後、 速やかにこの条例等に関する研修 を行うものとする。 2 議会は、議員の政策立案及び政策提案の能力向上のため、 研修の充実強化を図るものとする。	<u>B案</u> 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	•
6-2 議員相互 の討議の 推進	A案 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。	議を運営するものとする。	
6-3 政策立案 及び政策 提言		<u>B案</u> 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催することができる。	
6-4 調査研究 機関の設 置			
6-5 予算の確 保	A案 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	B案 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、 議事機関としての機能を確保するとともに、より 円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充 実を図るために必要な予算の確保に努めるものと する。	